広島県告示第 766 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第８条第１項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので，同条第３項において準用する同法第５条第４項の規定によって，その概要を次のとおり告示する。

平成 23 年８月 18 日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

1　申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県福山市沼隈町大字常石 1083 番地 ツネイシホールディングス株式会社 代表取締役　神原　勝成
工場又は事業場の所在地及び名称	尾道市浦崎町大平木 1364 の２ マリンパーク境ガ浜

２　申請の内容

72 し尿処理施設１基の使用の方法を変更し，汚水等の処理の方法を変更する。また，No. １排水口からの排出水の水量を変更する。

(1)　特定施設の種類，能力及び使用の方法

		変更前	変更後
種類		72　し尿処理施設（合併処理し尿浄化槽）	
工期等	工事着手予定年月日	既設	許可後直ちに
	工事完成予定年月日		着手後 60 日以内
	使用開始予定年月日		完成後直ちに

使用の方法	項　　　目	通　常	最　大	通　常	最　大
	排出される汚水等の１日当たりの量 (単位：㎥)	176.32	355.39	176.32	371.46

(2) 汚水等の処理の方法

		変更前				変更後			
種　　類		72　し尿処理施設（合併処理し尿浄化槽）							
工期等	工事着手予定年月日	既設				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日					着手後 60 日以内			
	使用開始予定年月日					完成後直ちに			
使用の方法	項　　目	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通　常	最　大	通　常	最　大	通　常	最　大	通　常	最　大
	排出される汚水等の１日当たりの量 (単位：㎥)	176.32	355.39	176.32	355.39	176.32	371.46	176.32	371.46

(3) 排出水の汚染状態

排水口名	項　　目	変更前		変更後	
		通　常	最　大	通　常	最　大
No. 1 排水口	排出される汚水等の１日当たりの量 (単位：㎥)	176.32	355.39	176.32	371.46

３　事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1)　縦覧期間

平成 23 年８月 18 日から平成 23 年９月８日まで

(2)　縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに尾道市市民生活部環境政策課